

## 御坊駅前駐車場指定管理者募集要項 (公募型プロポーザル)

### 1. 趣旨

御坊駅前駐車場の管理運営を行う現在の指定管理者の指定期間が令和9年3月31日で満了するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第3項及び御坊市駐車場条例（平成9年条例第2号。以下「駐車場条例」という。）第5条の規定に基づき、次期の指定管理者を選定するため、御坊市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第33号。以下「指定手続規則」という。）及びこの要項に定めるところにより、指定管理者を募集する。

この実施要項は、御坊駅前駐車場の指定管理者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 2. 施設概要

- (1) 名称 御坊駅前駐車場
- (2) 所在地 御坊市湯川町小松原4-1-1番地7
- (3) 設置目的 自動車等利用者の利便を図り、通行の安全と駐車場の需要に応じるため設置
- (4) 駐車台数 駐車場88台、駐輪場280台

※その他詳細は、別紙「御坊駅前駐車場管理業務仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり。

### 3. 指定管理者が行う業務及び管理の基準

- (1) 指定管理者が行う業務 御坊市駐車場条例（以下「駐車場条例」という。）第6条に規定する業務とし、駐車場及び駐輪場（以下、駐車場等）を業務範囲の対象とする。

- ア 駐車場等を一般の利用に供する業務
- イ 料金の収納に関する業務
- ウ 駐車場等の維持管理及び修繕に関する業務
- エ その他市長が定める業務

※その他詳細は、仕様書のとおり。

- (2) 管理の基準

- ア 利用の制限や利用時間、一般の利用等  
駐車場条例の規定のとおりとする。

- イ 個人情報の保護

御坊駅前駐車場の管理運営を行うに当たって取得した個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を順守するものとする。

- ウ 情報の公開

御坊駅前駐車場の管理運営を行うに当たって取得又は作成した情報については、御坊市情報公開条例（平成12年条例第29号）の規定に基づき適正に取り扱うものとする。

- エ 行政手続条例の適用

指定管理者が施設の利用者に対して行う許可等の処分には、御坊市行政手続条例（平成8年条例第19号）が適用される。

- オ その他

上記のほか、指定管理者は、御坊駅前駐車場の管理運営を行うに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）をはじめとする関係法令、条例及び規則を遵守するものとする。

### 4. 指定予定期間

指定の期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間で予定しているが、この期間については、御坊市議会（以下「市議会」という。）の議決により確定するものとする。

また、指定期間中であっても、御坊駅前駐車場の管理を継続することが適当でない認められると

きは、業務の停止、又は指定管理者の指定を取り消すことがある。

## 5. 管理運営に要する経費

御坊駅前駐車場は利用料金制を採用する。指定管理者は施設の利用者が支払う利用料金（以下「利用料金」という。）をもって管理運営業務を行うものとする。

(1) 駐車場条例第8条第2項の別表に基づく利用料金を採用するものとし、指定管理者はその範囲の中で、市の承認を経て料金を設定することができる。

(2) 利用者が納付する利用料金は、指定管理者の収入として収受することができる。ただし、指定管理者は本事業による収入の一部を市に納付しなければならない（最低納付額は、年間の売上が1千万円までは売上の5%、1千万円を超える部分については売上の10%とする）。

※その他詳細は、仕様書のとおり

## 6. 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、指定管理者の候補者を選定するために事業計画書等の提出を受け、その内容を審査し御坊市が指定管理者の候補者を選定する。

## 7. 申請資格等

指定管理者の指定を申請することができる者は、次の要件をいずれもみたす者であることとする。

(1) 直近の法人税若しくは所得税、固定資産税及び法人市民税若しくは市県民税を滞納していない者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されていない者

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）等に基づき更生、再生又は破産等をしていない者

(4) 自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある団体等でないこと

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体等でないこと

(6) 役員（法人でない団体等で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体等でないこと

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

オ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

カ 御坊市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者

キ 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、御坊市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者

ク 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者

ケ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

コ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者

(7) 自社またはグループ会社にて運営するコールセンターを有している団体等であること

- (8) プライバシーマークを取得している団体等であること
- (9) 普通自動車駐車場運営において2026年4月末時点において和歌山県内でカメラ式駐車場(車両ナンバー認証システム)の管理運営業務実績がある団体等であること

## 8. 提出書類等

- (1) 申請を希望する団体(以下「申請者」という。)は、御坊市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則(平成17年規則第33号。以下「指定手続規則」という。)第4条に規定する書類を提出しなければならない。提出書類については、別記第1号様式(第4条関係)を参照するものに加え、プロポーザルに係る同種の契約を履行した実績を有することを証する書類(別紙履行実績調書に内容を記載し、協定書の写しを提出すること。)とする。
- (2) 提出部数 正本1部 副本(写し)7部

## 9. 事業計画書

事業計画書は利用料金設定、市への納付金額見込み、導入システムの内容、完成予想図、配置計画図、工程計画、維持管理に関する事項等を盛り込むこと。(任意様式)

## 10. 収支計画書

指定手続規則第4条第4項に規定する収支計画書の作成に当たっては、令和9年度から令和13年度における各年度の収支予算を主な収入・支出項目に区分して示すこと。(任意様式)

## 11. 現地視察

現地視察が必要な場合は、参加申込者が自由に行うことができる。ただし、前もって御坊市産業振興課(0738-23-5510)に連絡を取ること。

## 12. 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和8年7月21日(火)17時まで(必着)
- (2) 質問方法 任意様式によりメールでのみ受付。送信の際の件名は、次のとおりとする。  
件名：御坊駅前駐車場質疑(会社名〇〇〇)
- (3) メールアドレス sangyou@city.gobo.lg.jp
- (4) 回答方法 質問への回答は、令和8年7月28日(火)までに御坊市ホームページで公表する。

## 13. 申請の受付

- (1) 受付期間 令和8年7月28日(火)から令和8年8月7日(金)まで
- (2) 受付時間 月曜日から金曜日(祝日を除く。)9時から17時まで
- (3) 提出場所 〒644-8686 御坊市藺350番地2  
御坊市役所 産業建設部 産業振興課
- (4) 提出方法 持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、書留郵便により提出期限までに必着のこと。
- (5) 提出制限 申請書の提出は、1申請者につき1件を限度とする。

## 14. プロポーザル参加資格確認通知書の送付

- (1) 提出された書類により参加資格の確認及び書類選考を行い、結果を送付することとする。  
※申請者が概ね4者以上の場合は、第1次評価として書類選考を実施します。書類選考により合格した者にのみプレゼンテーションを行ってまいります。書類選考の審査経過に関する質問には一切回答しません。また、審査結果については異議の申し立ては受け付けません。
- (2) 送付予定日 令和8年8月17日(月)

## 15. 失格事項

本プロポーザルの申請者又は提出された申請書等が、次のいずれかに該当する場合は、その申請者を失格とする。

- (1) 申請書等の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (2) 申請書等の作成形式及び記載上の留意事項に適合しないもの
- (3) プレゼンテーションに出席しなかったもの
- (4) 虚偽の申請を行い、申請資格を得たもの
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの

## 16. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。
- (3) 提出書類は返却しないととも、指定管理候補者の選定以外には申請者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、申請者の負担とする。
- (5) 申請者が1者であっても事業計画書等の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、指定管理候補者を決定する。
- (6) 指定管理者は、本件の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ市の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

## 17. 審査方法及び選定結果の通知

プロポーザルの評価は次のとおりとする。

### (1) 企画提案評価

提出された事業計画書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、次項「18. 評価項目」に基づいて評価し、最も高い評価を受けた申請者を指定管理候補者として選定する。

### (2) 審査会

ア 実施内容 プレゼンテーションは15分以内とする。その後、質疑応答を行う。

イ 開催日時 令和8年8月26日(水)10時00分～(予定)

ウ 開催場所 御坊市藺350番地2 御坊市役所 4階会議室401

ただし、正式な日時等は、プロポーザル参加資格確認通知書にて通知する。

### エ 実施上の注意

(ア) プレゼンテーション会場への入場は、3名までとする。

(イ) マイク、プロジェクター及びスクリーンは当市が用意し、その他必要となる機器(パソコン等)については申請者で準備すること。なお、パソコン以外の機器を使用するときは事前に連絡し当市担当者の確認を受けること。

### (3) 審査結果の通知

審査結果をプロポーザル審査結果通知書(令和8年9月9日発送予定)により通知する。

## 18. 評価項目

プロポーザルは次の項目に基づき評価する。

### (1) 企画提案の内容

ア 利用者の利便性

イ 安全に対する配慮

ウ 維持管理

エ 価格の妥当性

### (2) プレゼンテーションの内容

ア 表現力、説得力

イ 取組姿勢及び意欲

### 19. 指定管理者の指定及び協定の締結

- (1) 指定管理候補者は市議会の議決を得た後に、御坊市長が指定管理者として指定するものとする。
- (2) 市と指定管理者は、御坊駅前駐車場を円滑に運営、管理するために必要な事項等に関する協定を締結するものとする。

### 20. 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置に関する事項

指定管理者等が取り消しとなった場合は、原則として、「17. 審査方法及び選定結果の通知」において次点となった団体等を候補者として選定することとする。

### 21. 日程

公告	令和 8年 7月 8日 (水)
質問受付締切日	令和 8年 7月21日 (火) 17時まで
質問に対する回答	令和 8年 7月28日 (火) 17時まで
参加申請書・事業計画書等受付	令和 8年 8月 7日 (金) 17時まで
プロポーザル参加資格確認通知	令和 8年 8月17日 (月) (予定)
企画提案評価・プレゼンテーション	令和 8年 8月26日 (水) (予定)
プロポーザル結果通知	令和 8年 9月 9日 (水) (予定)
市議会の議決	未定
協定締結	未定

### 22. 情報公開

- (1) 本プロポーザルに係る指定管理候補者選定情報の公開については、御坊市情報公開条例（平成12年条例第29号。以下「情報公開条例」という。）に基づき、公開することを原則とする。
- (2) 公開対象文書及び原則的な公開基準は、次のとおりとする。

凡例) ○：公開 △：部分公開 ×：非公開

対象情報		協定締結前	協定締結後
プロポーザル参加申請に関する書類	申請書	×	○
	履行実績調書	×	○
	その他提出書類	×	△
事業計画に関する書類（※1）		×	△
実施要領・仕様書		○	○
評価結果		×	△
企画審査会	委員名簿	×（※2）	○
	各委員の評価内容	×	△（※3）

※1：「事業計画に関する書類」とは、申請者が作成したものに限り。

※2：情報公開条例第7条第5号（意思形成過程に関する情報）に該当するため非公開とする。

※3：個人が特定されない形での公開とする。

### 23. 本件に関する問い合わせ先

御坊市役所 産業建設部 産業振興課（御坊市役所3階） 担当：狩谷・柏木  
 所在地：〒644-8686 御坊市藺350番地2  
 電話：0738-23-5510 / FAX：0738-22-4120  
 メール：sangyou@city.gobo.lg.jp